

## 水工学論文賞および水工学論文奨励賞 内規

2004.3.16 一部追加及び委員会名変更  
2005.8.15 論文奨励賞受賞資格年齢の変更  
2015.10.6 一部修正  
2018.6.7 一部修正  
2021.6.9 一部修正  
2021.4.30 一部修正  
2023.4.17 一部修正

### 1. 水工学論文賞および水工学論文奨励賞について

水工学論文賞は、土木学会論文集特集号（水工学）に掲載された論文のうち、独創性に富み、その主題に大いなる発展性があり、さらに広範な適用性を備えた基本的な成果であって水工学の発展に顕著な貢献をなし得ると判断される論文に対して授与されるものとする。

水工学論文奨励賞は、主たる著者として土木学会論文集特集号（水工学）に掲載された論文が、独創性と発展性に優れ、水工学の発展に対し大きな貢献をなし得ると判断された成果であって、かつ、水工学講演会での発表が明快で要領を得たものであった将来性を有する若手研究者に対して授与されるものとする。

### 2. 対象論文と授与件数

水工学論文賞：土木学会論文集特集号（水工学）に掲載された論文。原則として1論文に授与される。

水工学論文奨励賞：水工学講演会開催年度の3月31日に32歳以下である条件を満たして土木学会論文集特集号（水工学）掲載論文の第一著者であり水工学講演会における講演者個人。過去に同賞の受賞経験の無いこと。原則として2～3名に授与される。

### 3. 受賞対象者

水工学論文賞：該当論文の著者全員

水工学論文奨励賞：該当者

### 4. 表彰形式

水工学論文賞：賞状ならびにメダル授与

水工学論文奨励賞：賞状ならびにメダル授与

## 5. 審査方法

(1) 土木学会論文集特集号(水工学)編集小委員会幹事は水工学論文賞選考小委員会を兼ねる。

(2) 水工学論文賞選考小委員会は水工学論文奨励賞の選考も行う。

(3) 土木学会論文集特集号(水工学)への採否のための査読時に、査読者に水工学論文賞および水工学論文奨励賞への適否の報告も同時に依頼する。

(4) 査読報告をもとに水工学論文賞選考小委員会にて水工学論文賞候補推薦論文および水工学論文奨励賞候補推薦者の決定を行う(第1次審査)。

(5) 候補推薦論文および候補推薦者の該当論文一編につき査読者を含む5名の審査員に審査を依頼する。なお、審査員には対象論文、審査結果報告用紙、を送付する。審査員はこれをもとに審査を実施し、水工学論文賞選考小委員会へ報告書を提出する(第2次審査)。

(6) 第2次審査の結果をもとに水工学論文賞選考小委員会は水工学論文賞候補論文および水工学論文奨励賞候補者を水工学委員会へ提案し、水工学委員会において水工学論文賞受賞論文ならびに水工学論文奨励賞受賞者を決定する。

## 6. 審査項目ならびに対象論文の決定法

### (1) 水工学論文賞：

審査員は担当する候補推薦論文について、独創性、実用的貢献度、発展性、欠点と問題点、主旨と構成の5項目について5点満点で採点する。さらに、水工学論文賞にふさわしい論文であるかの適否を同時に評価する。

論文賞選考小委員会では、まず、過半数の審査員から水工学論文賞にふさわしいと判断された論文が存在する場合には、それらの論文について5項目の評価得点の合計点によって原則として上位1編を水工学論文賞候補論文として決定する。

過半数の審査員から水工学論文賞にふさわしいと判断された論文が存在しない場合には、最も多くの審査員から水工学論文賞にふさわしいと判断された論文を水工学論文賞候補論文として決定する。なお、候補論文の5項目の得点合計は原則として満点の70%以上なければならないものとする。

ただし、上位数編について有意な差が認められない場合には、そのすべての論文を対象とし、水工学委員長が指名する数名の委員が査読審査し決定する。

論文賞選考小委員会は、水工学論文賞候補論文の他に原則としてすべての候補推薦論文

の評価結果も併せて水工学委員会へ提示し、水工学委員会において水工学論文賞受賞論文を決定する。

## (2) 水工学論文奨励賞：

審査員は担当する候補推薦者の該当論文について、独創性、実用的貢献度、発展性、欠点と問題点、主旨について5点満点で採点する（論文審査）。また、水工学講演会での発表の明快さおよび要領の是非、内容の理解度と質疑に対する応答の是非について、候補推薦者が水工学論文奨励賞を受賞するに問題のないものであったかについて審査を行う（発表審査）。

ただし、発表審査については、審査員が対象者の発表に立ち会えない場合には水工学論文賞選考小委員会に申し出るものとする。水工学論文賞選考小委員会は申し出に基づき、この審査を他の審査員に依頼するものとする。

論文賞選考小委員会では、まず、発表について判断を下した審査員のうち、過半数から水工学論文奨励賞を受賞するに問題ないと判断した者について、該当する論文についての1－5項目の評価得点の合計点によって、原則として上位2－3名程度を水工学論文奨励賞候補者として決定する。ただし、水工学論文賞候補に上げられた論文の著者は対象から外し、代わって、次点の者を水工学論文奨励賞候補者に加えることができる。判断を下した審査員の過半数から水工学論文奨励賞受賞に問題がないと判断された者が存在しない場合には、該当論文について5項目の評価得点の合計点によって原則として上位2－3名程度を選考し、その指導教員等上位の立場にある人から推薦が得られる場合にのみ水工学論文奨励賞候補者として決定する。

論文賞選考小委員会は、水工学論文奨励賞候補者の他に原則として候補推薦者全員の評価結果も併せて水工学委員会へ提示し、水工学委員会において水工学論文奨励賞受賞者を審査決定する。

付則 本改訂内規は、2023年4月17日より施行する。